

会員資格等に関する規則

1. 正会員の入会及び資格審査規定（定款 9 条）

- (1) 新入会員の申込は、定款第 8 条第 1 項に定める有資格者で正会員 2 名以上の責任ある推薦を必要とする。
但し推薦者は
 - 1 前年度末において本会議所在籍 1 年以上の者。
 - 2 前年度の例会及び総会の出席率が 51%以上であること。
 - 3 被推薦者と 1 年以上面識ある者であること。なお、新入会員の推薦は、毎年度 1 人当 3 名以内とする。
- (2) 推薦は所定の様式に従い、本人との関係及び推薦理由を正副理事長、専務理事、関係理事及び担当委員会正副委員長で構成される審査委員会に提出する。なお、審査委員長は理事長の指名する副理事長が務める。
- (3) 審査委員会は申込書の資格に関する資料を審査し、被推薦者は、推薦者と共に理事長及び之の指名する理事と面接する。
- (4) 審査委員会は申込書に関する資料及び面接に関する同委員会の意見を添えて理事会に提出する。
- (5) 理事会は審査委員会の意見を参考として、理事会の決議により仮入会を承認する。
- (6) 仮入会を認められた新入会員は、JC に関する諸般の教育を受け義務履行の誓約をする。
- (7) 仮入会員を認められた新入会員は、インターン会員として登録され、理事会の指定するインターン期間中、下記各号を原則として完全に履行した上で、本人が正式入会を希望した時は、理事会に於いて正式入会を確定する。
 - 1 インターン費として理事会の指定する金額を、理事会が指定した納期迄に完納すること。
 - 2 理事会が指定した JC 行事に洩れなく参加する。
 - 3 将来正会員たるにふさわしい青年としての言動をとること。
- (8) 正式入会が確定した新入会員は、直ちに所定の入会金と会費を納入し、会員章を佩用するものとする。尚、初年度会費については、当該年度の会費を月割りにして計算したものとする。
- (9) 推薦者は被推薦者を補佐し、会を卒業するまで責任をもつこと。

2. 編入会員資格審査規定

- (1) 他会議所より本会議所に編入を希望するものは、本会議所定款第 8 条第 1 項に定める有資格者で、前会議所理事長の責任ある推薦を必要とする。
- (2) 本会議所推薦者は正会員 2 名以上とし、本人との関係及び推薦理由を本会議所に提

出する。

但し推薦者は

- 1 前年度末において本会議所在籍1年以上の者。
- 2 前年度の例会及び総会の出席率が51%以上であること。
- (3) 理事会は申込書の資格に関する資料を参考にし、理事会の決議に於いて面接する。
- (4) 理事会は面接及び申込者に関する資料を参考にし、理事会の決議により入会を承認する。
- (5) 入会が確定した編入会員は、直ちに所定の入会金と会費を納入し、会員章を佩用するものとする。尚、初年度会費については、当該年度の会費を月割りにして計算したものとする。

3. 特別会員規定（定款10条）

- (1) 正会員が制限年齢に達した場合、特別会員を希望する者は改めて特別会員申込書を理事会に提出する。
- (2) 特別会員の入会は理事会の議決によりこれを決定し幹事会の承認を必要とする。
- (3) 特別会員は役員の実選、被選挙権はないが、理事会の諮問ある場合に限り本会の運営に関する意見を述べることができる。

4. 賛助会員規定（定款10条）

- (1) 賛助会員は、個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。
- (2) 賛助会員になろうとするものは、理事会に対し所定の様式に従い申込書を提出する。
- (3) 賛助会員になろうとするものは、本会議所との連絡調整担当者を設置しなければならない。
- (4) 連絡調整担当者は、積極的に本会議所会員との交流を図り、相互の情報交換等に中心的な役割を果たすものとする。
- (5) 賛助会員の入会は、理事会は申込書を参考にし、理事会の議決によりこれを決定する。
- (6) 理事会の議決により、賛助会員として入会が決定された場合、これを総会に於いて報告しなければならない。
- (7) 賛助会員の入会期間は毎年1月1日より12月31日までとする。ただし、再入会を妨げない。
- (8) 登録料及び実費は、理事会が決定した場合に限り、徴収しないことが出来る。
- (9) 賛助会員は、以下の行事・事業等に参加することができる。
 - 1 親睦会及び研修会
 - 2 正会員との交歓会
 - 3 その他、理事会が承認した例会または事業

- (10) 賛助会員の退会は、本会議所諸規定における会員資格規定の退会規定に準ずる。
- (11) その他の重要な項目については、理事会にて定める。

5. 退会規定（定款 12 条）

会員に下記事項に該当する行為があった場合、理事会は当該会員を総会又は例会に報告する。

- (1) 会員が書面により退会の意思を届け出た時。
- (2) 会費納入規定に反し指定納期後 2 ヶ月以上の滞納があり、10 日間の猶予期間を設けて督促状を発送するも書面により何等の回答なきためこれを理事会が自然退会と認めた場合
- (3) 会員の体面を汚す行為及び会員相互の不和の原因となるような行為があり、これを 5 名以上の会員が理事会に報告し、理事会が当該会員の適当と判断した場合。
尚理事会は総会又は例会報告に先だって当該会員に退会決定を通知する。
- (4) 賛助会員の退会は、本会議所諸規定における会員資格規定の退会規定に準ずる。

6. 休会規定

会員が転勤、海外出張等正当なる事由により半年以上の長期間例会に出席不可能なる場合、申し出により理事会は期間を定めその会員を休会々員とすることができる。但し休会々員の期間中の会費は正会員と同額とする。尚出席可能となった時は、速やかに書面にて届け出でなければならない。

附則

この規則の変更規定は令和元年 1 2 月 2 日から施行する